

広島県告示第六百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県呉市西惣付町、同市上二河町、同市二河町、同市西片山町、同市江原町、同市上内神町、同市東片山町、同市内神町、同市郷町、同市西辰川一丁目、同市西辰川二丁目、同市東惣付町、同市畝原町、同市東辰川町、同市長ノ木町、同市下山田町、同市莊山田村及び同市西中央五丁目地内			
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
上二河町一（八三八）	急傾斜地の崩壊	上二河町一（八三八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二河町二（四九二一）	急傾斜地の崩壊	二河町二（四九二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西中央五丁目一二（八三九）	急傾斜地の崩壊	西中央五丁目一二（八三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西片山町九（八四〇）	急傾斜地の崩壊	西片山町九（八四〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江原町三（八三〇）	急傾斜地の崩壊	江原町三（八三〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江原町六（一一四七）	急傾斜地の崩壊	江原町六（一一四七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内神町七（八四二）	急傾斜地の崩壊	内神町七（八四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内神町二（八四三）	急傾斜地の崩壊	内神町二（八四三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上内神町一二（一一四八）	急傾斜地の崩壊	上内神町一二（一一四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

上内神町一 〇(一三七 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	上内神町一 〇(一三七 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
江原町一 (八四五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	江原町一 (八四五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東片山町一 二(四四七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東片山町一 二(四四七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
内神町一 (八四六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	内神町一 (八四六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西辰川一丁 目一(八四 九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西辰川一丁 目一(八四 九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
内神町二〇 (八四八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	内神町二〇 (八四八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
上内神町一 (八五三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	上内神町一 (八五三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
上内神町四 (一一五〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	上内神町四 (一一五〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西辰川一丁 目二(八五 〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西辰川一丁 目二(八五 〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西辰川二丁 目五(八五 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西辰川二丁 目五(八五 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西辰川二丁 目七(八五 五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西辰川二丁 目七(八五 五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西辰川二丁 目一四(一 一五二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西辰川二丁 目一四(一 一五二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西惣付町五 (一一五四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西惣付町五 (一一五四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西惣付町二 〇(二〇七 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西惣付町二 〇(二〇七 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西惣付町二 一(二三一 〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西惣付町二 一(二三一 〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西惣付町二 五(二三一 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西惣付町二 五(二三一 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西惣付町二 七(四九一 八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西惣付町二 七(四九一 八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

東惣付町八 (五八六六 一―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東惣付町八 (五八六六 一―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
二川町(五 九一―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	二川町(五 九一―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
上山田町五 (五四五四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	上山田町五 (五四五四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
長ノ木町九 (一三七五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	長ノ木町九 (一三七五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
長ノ木町一 二(八六三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	長ノ木町一 二(八六三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
畝原町一三 (八六二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	畝原町一三 (八六二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東辰川町一 〇(四九六 〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東辰川町一 〇(四九六 〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東辰川町八 (一一五三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東辰川町八 (一一五三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
畝原町一七 (一一五六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	畝原町一七 (一一五六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西惣付町一 四(五〇四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西惣付町一 四(五〇四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東惣付町五 (一一五五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東惣付町五 (一一五五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東惣付町一 九(四三八 二―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東惣付町一 九(四三八 二―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東惣付町一 (五八六六 一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東惣付町八 (五八六六 一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東惣付町九 (五九一二 一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東惣付町九 (五九一二 一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東惣付町九 (五九一二 一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東惣付町九 (五九一二 一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東惣付町二 七(四九一 八―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東惣付町二 七(四九一 八―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

迫川・惣付 川（四―三）	土石流	次の図のとおり	迫川・惣付 川（四―三）	土石流	次の図のとおり
-----------------	-----	---------	-----------------	-----	---------

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。